

自動車の点検整備制度



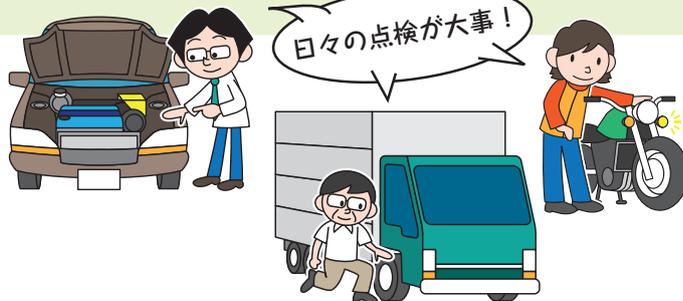
自動車の点検整備の実施は
法律により義務付けられています！

自動車の使用者は、自動車の点検と必要に応じて整備を行い、当該自動車を保安基準に適合（不具合または不具合に至る可能性が高い箇所が無い状態）するように維持しなければなりません。

自動車使用者の点検及び整備の義務

○日常点検整備

自動車の使用者は、適切な時期に日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければなりません。なお、自家用及び事業用貨物自動車等（3か月または6か月定期点検義務付け車両）の使用者または運行者は、一日一回、その運行の開始前に点検をしなければなりません。また、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある場合は、必要な整備をしなければなりません。



○定期点検整備

自動車の使用者は、国が定める期間ごとに自動車点検基準に則り自動車を点検しなければなりません。（詳細は「主な車検の有効期間及び定期点検間隔一覧表」を参照）

【3か月ごとに点検の実施が必要な車両】

- ・事業用自動車
- ・車両総重量8トン以上の自家用自動車
- ・その他の国土交通省令で定める自家用自動車

【6か月ごとに点検の実施が必要な車両】

- ・車両総重量8トン未満の自家用貨物自動車
- ・その他の国土交通省令で定める自家用自動車

【1年ごとに点検の実施が必要な車両】

- ・上記以外の自動車

なお、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある状態の場合は、必要な整備をしなければなりません。



○自動車の点検及び整備に関する基準

自動車の下記の点検・整備の実施方法は国により定められています。

- ・日常点検及び定期点検の実施方法
- ・点検の結果必要となる整備の実施方法
- ・点検及び整備に関し必要な事項



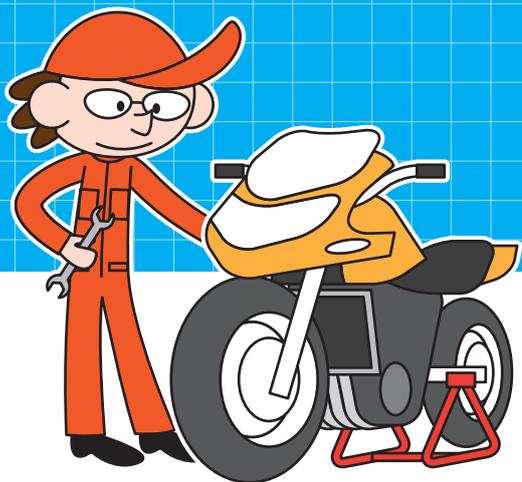
※上記内容については、道路運送車両法 第四章 道路運送車両の点検及び整備及び第四十七条の二、第四十八条、第五十七条に定められています。

主な車検の有効期間及び定期点検間隔一覧表

対象車種	点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔(使用する別表)					備考(主な車種等)	
		初回	2回目以降	3ヶ月 (別表3)	3ヶ月 (別表4)	6ヶ月 (別表5)	1年 (別表6)	1年 (別表7)		
自家用自動車	乗用	普通・小型	3年	2年				●		一般の乗用車(マイカー)
		軽	3年	2年				●		
		三輪	2年	←			○			
	定員11名以上		1年	←	○					マイクロバス
	幼児専用車(定員10人以下)		1年	←			○			園児送迎車(定員は大人換算)
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					トラック(三輪を含む)
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○			
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○			
		軽	2年	←				●		
	二輪	小型	3年	2年					●	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	検査対象外軽自動車		無	←					●	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	2年	←	○8t以上		○8t未満			キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、キャンピング・トレーラ
	特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					タンク車、散水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○			
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				ボート・トレーラ
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○			
	特種	軽	2年	←				●		ボート・トレーラ
	大特	車両総重量8トン以上	2年	←	○					ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満	2年	←			○			フォーク・リフト
大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					ストラドル・キャリヤ	
	車両総重量8トン未満	2年	1年			○				
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				ポール・トレーラ	
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○				
検査対象外軽自動車		無	←			○			そり付き、カタビラ付軽自動車	
運送事業用	旅客	普通・小型	1年	←	○					バス、タクシー、ハイヤー
		軽	2年	←	○					福祉タクシー
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					貨物運送事業者のトラック(三輪)
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○					
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○				
	二輪		3年	2年				●		
霊柩		通常タイプ	2年	←	○				霊柩車	
定員11名以上		1年	←	○					霊柩車バス形状	
レンタカー	乗用	普通・小型	2年	1年				○		マイカー型
		軽	2年	←			○			
		三輪	2年	1年	○					
	定員11名以上		1年	←	○					マイクロバス
	幼児専用車(定員10人以下)		1年	←	○					園児送迎車(定員は大人換算)
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					トラック(三輪を含む)
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○					
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○				
		軽	2年	←			○			
	二輪	小型	2年	1年			○			250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	検査対象外軽自動車		無	←			○			126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	2年	1年	○					キャンピング車
	特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					タンク車、冷蔵冷凍車
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○					
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○				
	特種	軽	2年	←			○			
	大特	車両総重量8トン以上	2年	1年	○					ホイール・クレーン
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○					フォーク・リフト
大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					ストラドル・キャリヤ	
	車両総重量8トン未満	2年	1年	○						
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				ポール・トレーラ	
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○					
検査対象外軽自動車		無	←	○					そり付き、カタビラ付軽自動車	

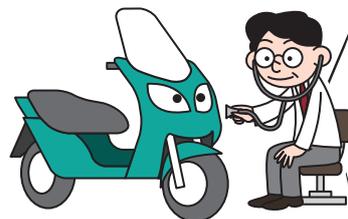
(注)点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年

法定1年定期点検 (二輪車)



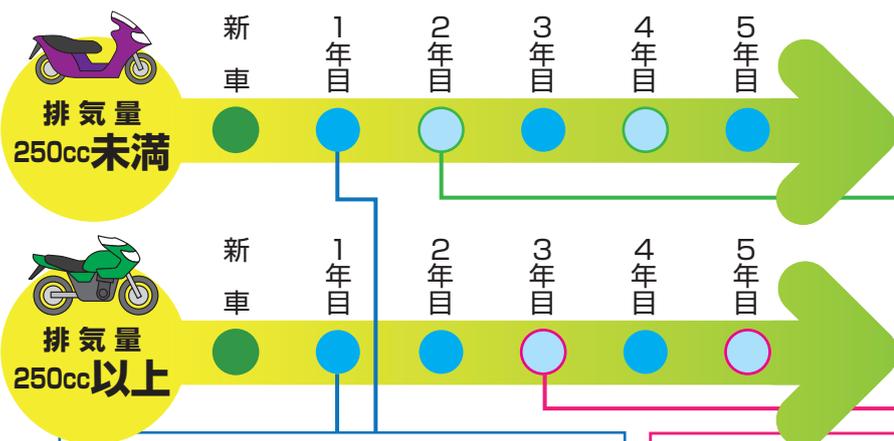
定期点検でバイクの故障原因になる不具合を早期発見！

定期点検は、自動車の故障を未然に防ぎ、その性能維持を図るために行う点検です。バイクの定期点検は最低でも1年ごとに行う必要があります。



人は年に一回の**定期健診**で体の異常を早期発見し、重度の病気になる前に治療が可能！
バイクも年に一回の定期点検で不具合を早期発見し、重度の故障になる前に対策が可能！

定期点検実施スケジュール



…2年定期点検

2年定期点検では、1年定期点検項目より更に詳しく車両の状態を把握するため、国が定める基準に沿ってさらに多くの点検項目を実施します。

…1年定期点検

安全確保、公害防止及び故障予防の観点から、1年ごとに車両の構造、装置が正常に機能しているかを国が定める基準に沿って点検し、必要に応じて部品交換・修理・調整等を行います。

…車検(継続検査)+2年定期点検

車検とは、一般的に自動車検査証の有効期限が満了した後も引き続きその自動車を使用するときを受ける検査(継続検査)を指します。また、車検時に行う2年定期点検では、1年定期点検項目に加え、国が定める基準に沿ってさらに多くの点検項目を実施します。

※新車登録後の初回車検は3年後、その後は2年ごととなります。

点検・整備を怠ることによる故障・不具合事例

搭乗者や他人の命に係わるリスク

ブレーキ・ワイヤ切れによる暴走

ブレーキ・ワイヤの適切な点検・整備を怠り、使用過程の伸縮や摩擦の繰り返しにより切断してしまった場合、車両を停止させることが困難になり、運転者だけでなく同乗者や歩行者等の他の交通も危険にさらすことになります。



多大な出費のリスク

エンジン焼き付きによる路上故障

エンジン・オイルの適切な点検・整備を怠り、エンジンの潤滑不良によりエンジンが焼き付きを起こしてしまった場合、修理や整備工場への搬送等、多大な出費を要する可能性があります。



法定2年定期点検

（二輪車
排気量250cc以上は車検時）



車検で入庫した車両についても
安全のため点検を実施！

1年定期点検よりも更に多くの点検項目を実施し、より正確なバイクの状態を把握・対策することにより、故障を未然に防ぎ、その性能維持を図ります。

また、排気量250cc以上のバイクでは車検（自動車検査）も併せて実施することとなります。

車検
（自動車検査）
排気量
250cc以上

現時点で国が定める最低限の基準に対して適合・非適合を検査

一般的にユーザー車検やユーザー車検代行業者では、車検を通すだけの場合が多い。



そこで必要なのが

ユーザー車検（定期点検未実施）後に発生している故障は定期点検の実施でほとんどの場合、防止できます。

定期点検



車検後の使用中の故障を防ぐため、
長期的な安全性を考慮して確認・対策します！

二輪車の定期点検項目（平成27年8月現在）

1年点検：全**33**項目
2年点検：全**48**項目

2年点検時は1年点検項目（33項目）と2年点検項目（15項目）を併せて実施

※シビアコンディション：車両の使用状況、装備等により、標準よりも早めの点検やメーカーが指示した部品交換等が必要な場合があります。

各装置の定期点検項目一例

ステアリング装置

ハンドル操作の不具合を防止するため、「ステアリング・ステムの取付状態」等を点検します。



ブレーキ装置

ブレーキの効き不良を防止するため、「ブレーキ・ディスクの摩耗および損傷」等を点検します。



走行装置

ホイールの脱落などを防止するため、「ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの緩み」等を点検します。



サスペンション

サスペンションの異音発生や走行安定性を防止するため、「連結部のがた、およびアームの損傷」等を点検します。



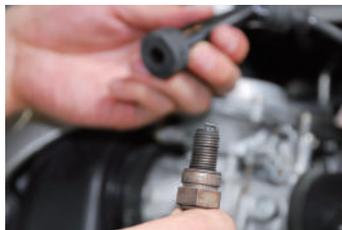
動力伝達装置

動力伝達不良を防止するため、「スプロケットの取付状態および摩耗」等を点検します。



電気装置

エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため、「点火プラグの状態」等を点検します。



エンジン

エンジンの焼き付き防止のため、「エンジンの油漏れ」等を点検します。



ばい煙・悪臭のあるガス・有害ガスなどの発散防止装置

ブローバイ・ガスの漏れによる大気汚染を防止するため、「ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷」等を点検します。



法定日常点検 (二輪車)

日常点検をご自分で行わない方、
行う機会が少ない方、
整備工場にお任せ下さい！



日常点検は、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に、国が定めた点検を行う必要があります。

基本的にはユーザー自身が行うものですが、普段あまり実施していない方、やり方が分からない方は整備工場にお任せ下さい。

日常点検実施のメリット



おでかけ中の
故障トラブルを防ぎます！

点検は短い待ち時間でOK!

日常点検で、バイクの
状態変化がよくわかる！

主な点検項目

- 1 ブレーキ液の量
- 2 バッテリー液の量
- 3 冷却水の量
- 4 エンジン・オイルの量
- 5 タイヤの空気圧
- 6 タイヤの亀裂、損傷および異常な摩耗
- 7 タイヤの溝の深さ
- 8 ランプ類の点灯、点滅およびレンズの汚れ、損傷
- 9 ブレーキ・レバー(ペダル)の引きしろ(踏みしろ)およびブレーキの効き
- 10 パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ(踏みしろ)
- 11 エンジンのかかり具合および異音
- 12 エンジンの低速および加速の状態

自動車メーカー指定 定期交換部品／点検・整備項目

定期交換部品

交換を怠ると突然故障に陥る可能性があります！

自動車メーカーでは、バイクを安全・快適にご使用いただくことを目的に、使用過程において消耗・劣化が生じる部品などについて、定期的な交換時期を定めています。

自動車メーカー



法定定期点検では消耗・劣化の有無の判断が困難な部品などについて定期交換部品として指定

お客様



使用過程で部品が消耗・劣化

整備工場



自動車メーカー指定定期交換部品について、使用状況などを考慮して交換

(注意)自動車メーカー指定定期交換部品は、個々のバイクによって異なります。

点検・整備項目

法定定期点検に含まれていない点検・整備は、別途実施が必要です！

自動車メーカーでは、法定定期点検・整備以外に、個々のバイクの特有の装備などについて、定期的な点検・整備時期を設けています。なお、電動バイクなどの特殊装置についても、自動車メーカー指定点検・整備項目が設けられています。

自動車メーカー



法定定期点検には含まれない装備などについて定期点検・整備項目として指定

整備工場



法定点検・整備に加え、自動車メーカー指定の点検・整備を実施

(注意)自動車メーカー指定点検・整備項目は、個々のバイクによって異なります。